

定例監査の結果（令和3年12月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和3年7月28日	令和3年7月13日	実地	4
2	危機管理監	令和3年7月28日	令和3年7月14日	実地	5
3	総務局	令和3年8月11日	令和3年7月29日	実地	6
4	地域政策局	令和3年8月10日	令和3年7月16日	実地	8
5	選挙管理委員会事務局	令和3年8月10日	令和3年7月16日	実地	9
6	農林水産局	令和3年8月4日	令和3年7月20日	実地	10
7	広島海区漁業調整委員会事務局	令和3年8月4日	令和3年7月20日	実地	11
8	広島県内水面漁場管理委員会事務局	令和3年8月4日	令和3年7月20日	実地	12
9	土木建築局	令和3年8月5日	令和3年7月21日	実地	13

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	収用委員会	令和3年8月5日	令和3年7月21日	実地	15
11	企業局	令和3年7月20日	令和3年7月1日	実地	16
12	病院事業局	令和3年7月20日	令和3年7月1日	実地	17
13	議会事務局	令和3年7月21日	令和3年7月7日	実地	18
14	教育委員会事務局	令和3年7月26日	令和3年7月6日	実地	19
15	警察本部	令和3年7月27日	令和3年7月1日	実地	22
16	監査委員事務局	令和3年12月1日	令和3年7月14日	書面	23
17	人事委員会事務局	令和3年12月1日	令和3年7月14日	書面	24
18	労働委員会事務局	令和3年12月1日	令和3年7月14日	書面	25
19	県立文書館	令和3年8月11日	令和3年7月29日	実地	26
20	県立総合技術研究所	令和3年8月11日	令和3年7月29日	実地	27
21	県立埋蔵文化財センター	令和3年7月26日	令和3年7月6日	実地	28
22	県立三原東高等学校	令和3年12月1日	令和3年8月20日	書面	29
23	県立佐伯高等学校	令和3年12月1日	令和3年8月19日	書面	30
24	県立庄原格致高等学校	令和3年12月1日	令和3年9月9日	書面	31
25	県立東城高等学校	令和3年12月1日	令和3年9月10日	書面	32
26	県立賀茂北高等学校	令和3年12月1日	令和3年8月17日	書面	33
27	県立豊田高等学校	令和3年12月1日	令和3年9月2日	書面	34
28	県立高陽東高等学校	令和3年12月1日	令和3年8月3日	書面	35
29	県立呉昭和高等学校	令和3年12月1日	令和3年8月23日	書面	36
30	警察学校	令和3年7月27日	令和3年7月1日	実地	37

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された緒方委員及び桑木委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務

- イ 組織体制 3 課

課 名	会計総務課，審査指導課，総務事務課
-----	-------------------

- ウ 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 54 人

- エ 主な施策 (令和2年度)

会計事務の品質向上
契約制度の活用促進
事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3課

課名	
	危機管理課, みんなで減災推進課, 消防保安課

ウ 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 53人

エ 主な施策 (令和2年度)

県民の避難行動等の促進 (自助)

自主防災組織の活性化 (共助)

県・市町の災害対処能力の向上 (公助)

保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 12課3チーム1担当

課名	総務課，審理担当，秘書課，人事課，行政経営管理課，デジタル県庁推進担当課，デジタル基盤整備課，デジタルトランスフォーメーション推進チーム，福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム，ブランド・コミュニケーション戦略チーム，統計課，研究開発課
----	--

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 297人

- エ 主な施策（令和2年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
地方創生の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

財産調査について

財産管理課の長は、財産の管理及び処分 of 適正を期し、その効率的運用を図るため、毎年財産（立木を除く。）の現地調査計画を立て、その職員をして現地調査をさせるものとされているが、行われていなかった。適切かつ合理的な計画を立て、適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

根拠	広島県公有財産管理規則第5条
----	----------------

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を行っているが、見積書を1者しか徴していなかった。随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬとされているところであり、複数の者から見積

書を徴することや、1者のみから見積書を徴する客観的かつ具体的な理由を明確にするなど、契約の競争性・公平性の確保に取り組んでいただきたい。(ブランド・コミュニケーション戦略チーム)

契約名	広島県県民意識調査（上期）（令和2年度） 広島県県民意識調査（下期）（令和2年度）
-----	--

4 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）

イ 組織体制 7課1担当1チーム

課名	地域政策総務課，地域力創造課，交通対策担当，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
----	--

ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員の合計 117人

エ 主な施策（令和2年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査

交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

5 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 農林水産局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業，林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
- イ 組織体制 12課2担当

課名	経営企画担当，農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課，ため池・農地防災担当
----	--

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 264人

- エ 主な施策（令和2年度）
実需者ニーズに応える農産物の流通改善，生産体制の構築による，販売戦略の実現
瀬戸内の魅力ある農林水産物のブランド化
広島和牛のブランド創造と生産体制の構築
森林資源経営サイクルの構築と森林資源利用フローの推進
瀬戸内水産資源の増大と担い手の育成及びかき生産体制の構造改革

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は，早生樹母樹林保全・整備に係る事業であるが，対象が全て同一区域であり，合理的な理由なく3件に分割して発注し，予定価格が100万円を超えないことを理由として，見積合わせにより随意契約を行っていた。委託業務の契約を締結する場合は，契約の公平性，透明性を確保するため，一般競争入札に付することが原則であることから，適切な契約方法を選定し，適正な事務処理を行う必要がある。（林業課）

業務名	早生樹母樹林保全・整備事業（森林管理道補修） 早生樹母樹林保全・整備事業（不要木撤去） 早生樹母樹林保全・整備事業（森林管理歩道整備）
-----	---

7 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務

- イ 組織体制 17 課 1 担当

課 名	土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，建設DX担当，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課
-----	--

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 372 人

- エ 主な施策（令和2年度）

豪雨災害からの復旧・復興
防災・減災対策の推進
新型コロナウイルス感染症への対応
社会資本未来プランの策定
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの強化・充実
経済・物流を支える基盤の充実・強化
空港の利便性強化
港の基盤整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

貸付財産の管理について

次の財産について，貸付の手続は行われているが，貸付台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（港湾振興課）

財 産	建物（宇品港湾ビル）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条，第64条

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて策定した再発防止策を着実に実施するとともに、令和2年12月には、「公社ガバナンスの強化」、「将来を見据えた組織づくり」、「職員が幸せを感じる職場環境の整備」の3つの方向性からなる「公社改革の方向性」を公表し、具体的な取組を実行している。

公社を指導監督する局の取組状況について、次のとおり確認したが、公社改革及び再発防止に向けて、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県の外部統制が機能するよう、引き続き、取組を進めていただきたい。（土木建築総務課・道路企画課）

ア 公社のガバナンスに対する県の取組状況については、公社内部における牽制機能を果たし、チェック等を行う組織として、令和3年4月に監査室を設置した際に、局で法令等を担当する部署の課長級職員を監査室長として派遣し、公社の体制面での強化を図っている。

また、連絡調整会議幹事会を定期的で開催し、公社改革の取組状況や公社事業の進捗状況等について、広島市とともに三者で議論し、必要な助言を行っている。

イ 公社と一体となった意識改革については、公社改革推進会議などを通じ、公社が直面する課題について、県・広島市・公社が情報共有しながら議論を進めるとともに、県においても、適切な事業費の設定などを徹底するため、着手前の計画段階における事業評価制度を新たに導入して外部評価を受けるなど、公社のみならず、県自らも意識改革に取り組んでいる。

ウ 再発防止策や公社改革の取組状況については、的確に意思決定が行われるよう、経営会議の設置や従前の会議等の統合・再編を行っていること、また、迅速かつ的確な意思決定と事務執行を行うための決裁権限や規定の見直し作業が進められていることを確認し、広島市と連携して指導・助言を行っている。

10 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務
流域下水道事業に関する事務

- イ 組織体制 4課2担当

課・担当名	企業総務課，土地整備課，水道課，企業団設立準備担当， 上下水道システム企画担当，流域下水道課
-------	---

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 72人(併任職員を除く。)

- エ 主な施策（令和2年度）

県営水道施設の強靱化対策事業
二期トンネル（海田・呉トンネル）整備事業
広域連携推進事業
本郷地区土地造成事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、再委託の承認がないまま、委託業務の一部（複数）が再委託されていた。また、当該業務の契約主体が企業局へ移管した令和元年度以降、本年度までの3か年度の再委託も同様に承認手続きがされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（流域下水道課）

契約名	流域下水道施設の維持管理業務委託（令和2年度）
-----	-------------------------

12 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 13 人
- エ 主な施策（令和2年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えて随意契約を行っているが、競争入札に適さない理由が明確とは言い難く、また、一者による随意契約の相手方の選定に当たり、非代替性が客観的に検証されていなかった。随意契約を行う場合は、その理由や業者選定の理由を明確にした上で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証していただきたい。

委託名	県立安芸津病院耐震化支援業務（令和2年度）
-----	-----------------------

13 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人(令和3年7月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
----	----------------------

(ウ) 職員数(令和3年4月1日現在)

常勤職員数 40人(併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約の内容は、数量及び寸法の異なる同一品のカーテンの取付であるが、合理的な理由なく5件に分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、見積合わせにより随意契約を行っていた。委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行う必要がある。(総務課)

業務名	広島県北館3階カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会委員会室(北側)カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会委員会室(南側)カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会議事堂3階カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会委員会室(その他)カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度)
-----	---

14 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習，社会教育の振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部13課1担当1センター

部名	課名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
学びの 変 革 推 進 部	学校経営戦略推進課，教育支援推進課，学校教育情報化推進課，乳幼児教育支援センター，義務教育指導課，個別最適な学び担当，高校教育指導課，豊かな心と身体育成課，特別支援教育課，生涯学習課

(ウ) 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 344人

会計年度任用職員数 83人

ウ 主な施策（令和2年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による，これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約における事務処理において，次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

(ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知等を行っていなかった。

契 約 名	広島県立庄原実業高等学校外災害復旧工事（令和2年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条、第12条、第13条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号

(イ) 建設工事請負契約書を相手方決定の日から5日以内に作成していなかった。

契 約 名	広島県立音戸高等学校外災害復旧工事（令和2年度）
根 拠	建設工事執行規則第9条

イ 借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（高校教育指導課）

物 品	分身ロボット OriHime 3台
根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項

ウ 財産調査について

施設課長は、財産の管理の適正を期し、その効率的運用を図るため、毎年財産の实地調査計画を立て、少なくとも3年間に1回はその職員をして实地調査をさせるものとされているが、県立学校を除き行われていなかった。適切かつ合理的な計画を立て、適正な事務処理に努められたい。（施設課）

根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第5条
-----	---------------------

【改善を求める事項】

P T A 空調に係る負担金の事務処理について

P T A 空調の使用に係る経費については、令和2年5月以降公費負担に切り替えることとし、負担金としてその取扱いを定めるとともに「県立学校における空調設備の使用に関する負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を制定し、各県立学校において交付事務を行っているものであるが、今年度実施した県立学校の監査において、交付要綱どおりに支払われていないものが多数見受けられたことから、その原因を究明する必要がある。

また、当該負担金は、当年度に概算払で交付申請額を全額交付し、翌年度に額の確定後、精算することとなっているが、不足額の追加交付について、当年度の予算で執行するにもかかわらず、追加交付に係る交付決定（支出負担行為）を翌年度に行う事務の流れになっており、支出負担行為と支出が同一の年度になっていないことから、交付事務の手続を見直すとともに合理的で負担の少ない事務処理となるよう適切な措置を講じる必要がある。（施設課）

負担金名	県立学校におけるP T A空調に係る負担金
------	-----------------------

【検討要請事項】

ア 教育センターの耐震化等について

教育センターについては、本館、第1宿泊棟及び情報処理教育棟が耐震基準を満たしていない状況となっており、利用者の安全確保の観点から、早急に耐震化等対応の検討が必要である。

また、使っていない備品が多数見受けられ、不用な備品の処分ができていない状況もあることから、耐震化等と併せて今後の方向性や対応方針を明確にし、計画的に対応策を講じていただきたい。(個別最適な学び担当)

イ 部活動費の適正管理について

教員による部活動費の横領事案の発生について、発生原因の分析結果を踏まえ、再発防止に向け、実態に見合った適正な取扱方法の検討をしていただきたい。(学校経営戦略推進課)

15 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部34課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 人身安全対策課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 危機管理課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,780人

エ 主な施策 (令和2年)

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故抑止総合対策の推進
災害、テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

工事請負契約における事務処理について

警察署が実施する随意契約について、見積徴取の業者選定において、選定基準が明確ではなく、選定する業者も固定化されている傾向にある。

また、落札率についても、低価格入札での落札が頻発する状況にあり、品質が確保できない工事や労務賃金等へのしわ寄せ、安全管理の不徹底等が懸念される。

予定価格が250万円未満の工事において、随意契約による契約方式を選択する場合であっても、各警察署において、契約の公正性や競争性が確保され、かつ過度の低価格入札への対応策にも配慮した取組ができるように、警察本部として組織的な取組を検討していただきたい。
(施設課, 交通規制課)

16 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 17人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

17 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課、公務員課
----	------------

(ウ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員数 12 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

19 県立文書館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員数 6人

会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績（令和3年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和3年4月1日現在）
行政文書約6万4千冊，行政資料約11万1千冊，古文書約29万点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万冊，図書約2万5千冊
- 利用状況（令和2年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
1,957人	7,787冊	4,821枚

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区紙屋町一丁目1番20号 いよぎん広島ビル6階
- ウ 組織体制 1部（企画部）
- エ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員数 11人
会計年度任用職員 1人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員数 7人（専任職員なし，兼務職員7人）
- エ 主な事業実績（令和2年度）
出土遺物の保存処理 205点，出土遺物等の貸出
市町職員の発掘調査技術研修2課程
出土遺物，写真資料，図書資料の整理・保存
埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立三原東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市中之町二丁目7番1号
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 27人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	120	280
生徒数	(人)	53	57	81	191
充足率	(%)	66.3	71.3	67.5	68.2
退学者	(人)	5 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	19人 (21.8%)			
	専修・各種	40人 (46.0%)			
	就 職	26人 (29.9%)			
	その他	2人 (2.3%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 県立佐伯高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市津田 850
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 14人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 2人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	23	30	23	76
充足率	(%)	57.5	75.0	57.5	63.3
退学者	(人)	0 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	15人 (44.1%)			
	専修・各種	13人 (38.2%)			
	就 職	5人 (14.7%)			
	その他	1人 (2.9%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

24 県立庄原格致高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市三日市町5 1 5
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 33人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		120	120	120	360
生徒数 (人)		107	106	113	326
充足率 (%)		89.2	88.3	94.2	90.6
退学者 (人)		0 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	87人 (75.7%)			
	専修・各種	21人 (18.3%)			
	就 職	5人 (4.3%)			
	その他	2人 (1.7%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

25 県立東城高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市東城町川西 476-2
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 17人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員 5人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		21	22	34	77
充足率 (%)		52.5	55.0	85.0	64.2
退学者 (人)		0 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	10人 (28.6%)			
	専修・各種	13人 (37.1%)			
	就 職	12人 (34.3%)			
	その他	0人 (0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

26 県立賀茂北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市豊栄町乃美 632
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 17人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		38	32	31	101
充足率 (%)		95.0	80.0	77.5	84.2
退学者 (人)		1 (0)			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	8人 (47.1%)			
	専修・各種	5人 (29.4%)			
	就 職	4人 (23.5%)			
	その他	0人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成2年度(令和3年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、賀茂北高等学校の消防設備等保守点検に係る煙感知器及び防火戸の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	県立学校消防用設備等保守点検業務 (呉・東広島地区)
-----	----------------------------

イ フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について

次のフロン類を使用した第一種特定製品について、買替により納入業者に引き取ってもらい、廃棄を行ったが、第一種フロン類充填回収業者以外への引渡しのため、引渡しにおいて委託確認書を交付する必要があるが、行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷水機 1台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条第2項

27 県立豊田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市安芸津町小松原 1202-4
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 本務者数 16人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		37	32	26	95
充足率（％）		92.5	80.0	65.0	79.2
退学者（人）		0（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	3人（15.0％）			
	専修・各種	1人（5.0％）			
	就 職	12人（60.0％）			
	その他	4人（20.0％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

28 県立高陽東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区落合南八丁目 12 番 1 号
- ・教職員数 (令和 3 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 48 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	200	200	240	640
生徒数	(人)	200	199	237	636
充足率	(%)	100.0	99.5	98.8	99.4
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	1			
進 学 就 職	大学・短大	152 人 (64.7%)			
	専修・各種	68 人 (28.9%)			
	就 職	7 人 (3.0%)			
	その他	8 人 (3.4%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 3 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和 2 年度 (令和 3 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

29 県立呉昭和高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市焼山町山の神
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 23人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 1人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		69	63	77	209
充足率 (%)		86.3	78.8	96.3	87.1
退学者 (人)		0 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	34人 (60.7%)			
	専修・各種	20人 (35.7%)			
	就 職	2人 (3.6%)			
	その他	0人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

30 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 190人
- オ 主な事業実績（令和3年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	116
		その他	10か月	4か月	—	2	73
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	114
		その他	3か月	—	4か月	2	60
	一般職員初任科		23日間			1	23
小 計			—			9	386
任用時教養	警部補任用科		12日間			1	20
	巡査部長任用科		12日間			1	21
	部門別任用科		12～26日間			5	90
各種専科			5～18日間			40	558
小 計			—			47	689
合 計			—			56	1,075

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。